

# エミール

平成17年6月30日  
四季報（通巻第5号）

発行：三重県児童相談センター  
電話059-231-5666

## 三重県児童相談センターができました

センター所長 上廣 正男

平成10年4月に県民局の充実強化、県組織の総合化という流れのなかで、従来の児童相談所は県民局保健福祉部に統合されました。

しかし、児童虐待相談等、困難事例が急増するなかで、次のような問題点が指摘されました。

- 児童虐待に対応する専門的人材が不足しているのではないか。
- 困難事例が急増するなかで、技術的、人材的に現行の県民局別児童相談所での業務体制に限界があるのではないか。
- 児童福祉法の改正で、市町村が児童相談の一義的相談窓口の役割を担う等、児童相談の役割分担化、専門化が進められるなかで、全県的に児童問題をリードする企画調整機能が必要とされるのではないか。
- 質の高いサービスの提供のため、児童相談に携わる人材の育成とスキルの蓄積が必要なのではないか。
- 施設入所児童の自立支援のために十分なフォローが必要なのではないか。

等です。

これらの問題に対応するため、次のような方向性のもとに検討しました。

- 三重県の児童相談所の専門性向上や効率的なサービスの提供を自ら考え、実施する仕組みづくり
- 各児童相談所を一体的、地域横断的にマネジメント可能な体制づくり
- 児童相談現場を助言・支援できる体制づくり
- 子どもの危機管理的対応、困難ケースへの対応強化等、子どもの安全確保と保護に効果的な体制づくり
- 新たな子どもに係わる行政需要に対処できる体制づくり

検討の結果、児童相談の実施に係る全ての権限を有する、県民局から独立した単独地域機関として、三重県児童相談センターを設置することとしました。

同センターは、以前の中央児童相談所の建物のなかに設置し、中央児童相談所は

中勢児童相談所と名称を変更しました。

組織として、児童相談センターには、総務・企画調整室、家庭自立支援室、虐待対策支援室、一時保護室の4室を置き、職員はどれかの室に配属されています。

各室に配属された職員は、各児童相談所に駐在して児童相談業務を担当します。

児童相談所長も総務・企画調整室に配属されますが、業務は各児童相談所において職員を統括し、法に定める権限を行使することになります。

県民局子育て支援グループは廃止され、児童相談所職員が保健福祉部職員を兼務し県民局保健福祉部に駐在して、従来の療育手帳の発行事務等の児童相談と法改正による市町村における相談業務の支援を行うこととします。

センターにおいては、

- ① 各室長が児童相談所の一体的、地域横断的な組織マネジメントを行います。
- ② 児童福祉法の改正により求められる職員の専門性の向上を計画的に行います。
- ③ 従来、各児童相談所で行っていた相談業務以外の事務をセンターに集約し、各児童相談所においては、ケース処遇に専念します。
- ④ 各所で対応が困難なケースのスーパーバイズや児童福祉施設への入所調整を行います。
- ⑤ 従来から不足していた児童問題に関わる施策の企画、立案、調査、研究について実施します。

上記のようなことで、4月1日から三重県児童相談センターが設置され、3カ月が経過しようとしていますが、一部に混乱がありながらも、おおむね初期の目的は達成されたと思っています。

誕生したばかりの組織ですので、この一年色々と問題が生じると思いますが、組織のマイナーチェンジをしながら、全職員が力をあわせて頑張っていきたいと思っています。

関係者の皆様、温かい目でご支援をよろしくお願いいたします。

## 「自立」とは

家庭自立支援室長 藤牧 隆子

先日、ある児童養護施設の自立支援計画の検討会に参加したとき、一人ひとりの子どもの発達チェック表が提示されました。それを見たSさんが、「よい子でなければ、児童養護施設には居られないのですか」「チェックすることは、失礼ですよ」「先生方も、子どもたちから、例えば、子どもの話を十分に聴こうとする姿勢がある 評価3としてもらってはどうですか」と、矢継ぎ早に口にされ、「子どもが職員さんに5段階評価の3などと点検されたら、それは養護ではなく、訓練施設、矯正施設です。子どもは学校で評価されているうえに、児童養護施設でも評価されるとなると、過剰適応せざるえなくなり、しんどいですよね」「安心して失敗ができる。そこから出発するのが子育てでしょう」「助けを求めることができるのが私は自立だと思います。違いますか？」と、問いかけられました。

広辞苑で「自立」を調べてみますと、①他の力によらず、自分の力で身を立てること。ひとりだち。②他に属せず自主の地位に立つこと。独立。③自ら帝王の位にたつこと。とあります。

自分が仕事の中で思いつくのは、①身辺自立、②経済的自立、③社会的自立、④精神的自立、ということばです。どうも、うっかりすると、「自立」のためのスキルとごちゃまぜに考えているのではと思いました。もちろん、生きるためのスキルはたくさん身につけているほうが生きやすいのですがね。「人は、自立して生きる力を持ち、開かれた人間関係のなかで、人格(自己イメージ)を磨き、開かれた社会関係のなかで成長する」ということを、自分自身ではいつも考えて仕事をしてきたつもりでしたが……。

尊敬する先生のひとり、佐々木 正美児童精神科医師が、「自立とは、人との相互依存の関係で、何かができることになる」と言われたことを思い出し、家庭自立支援室長を拝命した私として、あらためて「自立」を皆様と考えていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 児童虐待通告・相談に対する初期対応

虐待対策支援室 西澤芳次

最近子ども虐待について世間の認識が広がり、児童相談所や福祉事務所等に「虐待かもしれない」との通告や相談が数多く寄せられています。昨年度三重県内の5児童相談所に526件の新たな通告受付がなされました。

この4月から児童福祉法の改正により、通告先として市町村が追加され、今後は市町村に通告や相談が寄せられることが増えてくると考えられます。

毎年4月には児童相談所に何名かの新入職員が配属され、初めて通告相談を受けることとなります。緊張する瞬間であり、ベテランの職員でも緊張することには変わりはありません。このストレスを和らげながら、迅速に対応するにはどうすればよいか、マニュアルを読み返しながらか、初期対応を考えてみました。

通告者は、「虐待でなかったらどうしよう」と通告することを躊躇する気持ちや「恨まれたり、責任を問われるのではないかと」通告後の事態への危惧感から不安な心理状態で通告してくることが多いと考えられます。不安や不信感を相手に与えない対応によって、通告・相談の内容を聴取し、確認しなければなりません。

☆ 通告・相談時には何を確認すべきか。

虐待については、子ども本人や虐待を行っている保護者からの相談と近隣等個人や関係機関等からの文書又は口頭による通告のほか、匿名の通告もあります。匿名通告の多くは近隣等個人や関係機関等からの電話通告です。虐待の第一報を受けたら、まず通告者からできる限りの情報提供をききとり、その情報を虐待相談・通告受付票(子ども虐待対応の手引き 表3-1参照)や相談・通告受付票(市町村児童家庭相談援助指針 別添4参照)などを電話の近くに備え付けておき、これに記入することが必要です。多少あいまいな情報や不明な項目があっても、記入可能な事柄は記入しておくようにしましょう。

☆ 通告・相談があった場合にまず何をやるべきか。

通告・相談を受理した児童相談所や市町村は、被虐待児の生命を守り、安全を確保することを最優先して対応することが必要です。日常業務に追われ多忙を常としていますが、虐待の通告がなされたときは、他の業務に先んじて対応を行うことを原則にしなければなりません。

通告・相談を受けた者は、単独で判断せずに速やかに責任者に報告し、緊急受理会議等を開催して、その後の対応を検討しましょう。

緊急受理会議では、通告受理者を中心に対応可能な職員が参加し、先に記入した受付票に基づいて検討します。検討事項としては、①虐待の確認と判断、②緊急性の判断、③初期調査の内容などであり、その後の対応は調査、保護者や子どもへのアプローチへと進むこととなります。

初期対応が緩慢であったり手間取ることによって取り返しのつかない事態に至る事例が少なからず生じています。子ども虐待への支援は、「迅速な対応」、「組織的な対応」、「子どもの安全確保の優先」をキーワードとしながらか、初期対応されることが大切です。

## 一時保護室とは？

一時保護室長 西山 浩哉

一時保護室は、北勢と中勢の2ヶ所の一時保護所の一体的運営を目指して設置されました。

これまでは、北勢児相のケースは北勢の一時保護所で対応し、中勢は伊賀、南志、紀州を含めた4児相の一時保護所として運営されてきましたが、虐待ケースの増加により、保護人員が10名を超える状態が常態化してきたことから、緊急対応として、中勢のケースを北勢で、北勢のケースを中勢で受けざるを得ない事態が生じてきました。

このような事態に対応するために、北勢と中勢の一時保護所を一つのものと考え、一時保護の必要な児童をどちらで受けるかをケースバイケースで考えていく必要に迫られるようになりました。

今年度も4月当初はそれぞれ10名を超える状態でしたが、5月の連休以後は中勢の保護所は10名を切るようになりました。しかし、北勢は再び10名を超え、定員一杯に近づいてきています。保護所は2～3歳の幼児から18歳未満の少年まで、男女一緒に生活していますが、被虐待児や非行児の保護が求められている現状で、北勢と中勢相互でケースの対応についての協議をしています。

そうは申しましても、ケースワークをスムーズに進めるには、保護所は近い方がいいに違いなく、どうしても定員を超えてくるときに、やむを得ず遠い一時保護所を使うということにならざるをえません。そう言う意味でもまだ一体的運営の実が挙がっているとは言えません。

一体的運営とは何か？ 一時保護所の抜本的見直しも必要になり、犯罪の低年齢化への対応、一時保護の長期化に伴う幼児の保育、小中学生の教育の保障の問題、男女別、個室化の方向が議論されてきています。

これらの課題に取り組むために、まず職員がそれぞれの保護所の実情を理解することが大切です。一体感を持てるよう北勢、中勢相互の情報交換を密にし、同じ保護所として協力し合える体制づくりに取り組みたいと考えています。

## 平成16年度三重県内の児童虐待相談処理件数

～ 全国的には再度急増のきざしも、県内は微増～

	平成15年度	平成16年度	前年度比
三重県	508	526	103.5%
全 国	26,569	32,979	124.1%

平成16年度(526件)の内訳

	身体的虐待	養育の拒否怠慢	性的虐待	心理的虐待	計
～ 3歳未満	38	45	2	17	102
3歳～就学前	50	62	2	30	144
小 学 生	61	74	10	42	187
中 学 生	19	39	5	13	76
高校生その他	5	9	1	2	17
計	173	229	20	104	526

## 親子再統合、家族再生支援の取り組み

当センターでは、育児不安を抱え、子どもへのかかわり方に悩みを有する方々を対象に、保護者回復支援プログラムの提供を予定しています。

つきましては、下記にご留意のうえ、希望者等が身近にいる場合には是非お勧めください。なお、児童相談所は児童虐待の対応機関であり、参加希望者に拒否感が生じる恐れがあることから、プログラムの実施に際してはNPOと協働することとしています。

## 記

プログラムの名称：MY TREE ペアレンツ プログラム

実施期間： 9月1日(木)～12月15日(木)毎週木曜日の午後

場 所： 津市内

費 用： 無料(託児が必要な場合も無料で対応します。)

申 込 先： エンパワトみえ

電話(090-6071-7690 8時から19時受付)でお申込みください。

郵便(〒511-8799 桑名郵便局留め エンパワトみえ宛)封書又は葉書で、住所、氏名、連絡先、連絡可能時間帯、子どもの年齢をお知らせください。

そ の 他： 申込み後、電話にて簡単な質問に答えていただき、参加者を決定します。

総務・企画調整室